

「こどもの平日休み」に関する制度について

教育委員会事務局 指導課

○名 称 「こどもの平日休み」に関する制度

○目 的

「出席停止、忌引き等」の運用をより柔軟にすることによって、こども及び家庭の状況に応じた休みをとれるようにする。

○概 要

- (1)「出席停止・忌引き等」として取り扱う。
- (2)保護者の責任のもと、制度を利用する。
- (3)活用できる日数は年間3日まで。休みは1日単位で、半日に分けることはできない。
- (4)休んだ日の授業内容は家庭で自習により補っていただく。
- (5)給食費の対応はしない。
- (6)取得できない日を設定する。
- (7)制度利用にあたり、申請書の提出は必要ない。欠席連絡と同様、すぐーるなどで学校に連絡をする。

○導 入 時 期

令和7年度2学期始業式より導入予定

・小学校、中学校、あおば支援学校 …8月29日

・高等学校、平成さくら支援学校 …9月 1日

○経緯と今後の予定

【令和5年】

9月 愛知県で「ラーケーションの日」が始まる。

【令和6年】

4月 熊本県内の県立学校(県立中学校・高等学校・特別支援学校)で「くまなびの日」が試行的に開始される。

9月 教育委員会会議の議題として討議。

12月 熊本商工会議所より、「くまなびの日」と同様の取り組み実施の要望を受ける。

12月 市立小学校、中学校、高等学校の校長と意見交換を開始する。

【令和7年】

6月 各学校へ通知。

7月 こども、保護者、地域などへ周知。